広島県告示第千七十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県呉地域事務所建設局において、平成十九年十一月十五日までの間、縦覧に供する。

平成十九年十一月一日

広島県知事　藤　田　雄　山

一　道路の種類

一般国道

二　路線名

四八七号

三　道路の区域

区間		新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
呉市倉橋町字小松川七六二六番一地先から呉市倉橋町字大坪七五五八番一地先まで		旧	五・〇〇～一二・九〇	三一〇・〇〇	
		新	一一・八〇～四八・〇〇	三一〇・〇〇	拡幅